

- ・未払賃金を請求できる期間が延長されます！
- ・新型コロナウイルスの影響による保険料納付の猶予制度

未払賃金を請求できる期間が延長されます！

労働基準法の一部改正により、2020年4月1日以降に支払われる賃金について、未払賃金が請求できる期間などが延長されました。

賃金請求権の消滅時効期間の延長

2020年4月1日以降に支払期日が到来する全ての労働者の賃金請求権についての消滅時効期間が5年(当分の間は3年)に延長されます。(これまでは2年)

※退職金請求権(現行5年)などの消滅時効期間に変更なし

【時効期間延長の対象となるもの】

金品の返還(賃金の請求に限る)、賃金の支払、非常時払、休業手当、出来高払制の保障給、時間外・休日労働等に対する割増賃金、年次有給休暇中の賃金(※)、未成年者の賃金
※年次有給休暇自体の請求権(有休取得)は、これまで通り時効は2年

賃金台帳などの記録の保存期間の延長

賃金台帳などの記録の保存期間について、5年(当分の間は3年)に延長されます。

【保存期間延長の対象となるもの】

①労働者名簿、②賃金台帳、③雇入れに関する書類、④解雇に関する書類、⑤災害補償に関する書類、⑥賃金に関する書類、⑦その他の労働関係に関する重要な書類、⑧労働基準法施行規則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録

※②⑥⑦⑧の記録に関する賃金の支払期日が記録の完結の日などより遅い場合には、当該支払期日が記録の保存期間の起算日となることを明確化

例)タイムカード印字が4/16～5/15で、賃金支払日が5/25の場合、5/25から3年間は要保存

付加金の請求期間の延長

2020年4月1日以降に、割増賃金等の支払がされなかったなどの違反があった場合、付加金(※)を請求できる期間が5年(当分の間は3年)に延長されます。(これまでは2年) ※裁判所が事業主に対して未払賃金に加えて支払を命じることができるもの

新型コロナウイルスの影響による保険料納付の猶予制度

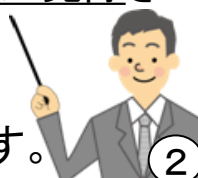
新型コロナウイルスの影響でほとんど売上げがない状況です。
労働保険料の納付ができるか心配ですが、何か救済措置はありませんか？



①

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた場合について、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。猶予が認められると、

- ① 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- ② 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。



②

一定の要件とはどのようなものでしょうか？
また、いつまで猶予してもらえるのでしょうか？



③

猶予の要件は以下になります。

- ① 震災、風水害、落雷、火災その他災害により、全積極財産(負債を除く資産)の約20%以上に損失
- ② 労働保険料等の納期限が、その損失を受けた日以後に到来するものであること
- ③ 申請書が提出されていること

また、猶予期間は1年の範囲内で、被害財産の損失の状況及び財産の種類を勘案して決定されます。申請方法等の詳細は下記URLよりご確認ください。(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html



④

労働保険料だけでなく、厚生年金保険料も支払いが滞りそうで心配です…。同様に猶予制度はありますか？



⑤

厚生年金保険料等も同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納付することが困難となった場合には、猶予制度を利用できます。

短期間に納付できることが明らかであると認められる場合を除き、猶予は原則1年間です。要件等の詳細は下記URLよりご確認ください。(厚生労働省リーフレット)

https://www.mhlw.go.jp/content/1250000_0/000622018.pdf まずは年金事務所へ相談しましょう。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2020.04.17



イラスト協力: WANPUG